

高知県南海トラフ地震対策行動計画

(平成25年度～平成27年度)

平成25年6月
平成27年6月一部改訂

高 知 県

○平成27年6月改正の概要

平成25年6月に策定した高知県南海トラフ地震対策行動計画（平成25年度～平成27年度）について、平成26年度に引き続き、PDCAサイクルに基づき見直しを行い、取り組みの追加や修正を行いました。

1. 主な改正点

(1) 取り組みの追加

- ・204項目（H26年度） → 226項目（22項目の追加）
※H25年度は183項目

(2) 計画スケジュールの平成26年度欄の内容を実績値に修正

はじめに

平成 23 年 3 月 11 日に三陸沖を震源とする東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）が発生し、多くの尊い命が犠牲となるなど、太平洋沿岸部に壊滅的な被害をもたらしたことは、記憶に新しいところです。

南海地震は、これまで概ね 100～150 年周期で発生し、その都度本県に大きな被害をもたらしてきました。昭和の南海地震からすでに 70 年近くが経過し、その切迫度は徐々に高まっているうえ、発生頻度は極めて低いものの、仮に発生すれば甚大な被害となる南海トラフ巨大地震の発生も指摘されています。

高知県では、南海地震への備えを進めていくための拠り所として、「高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例」を平成20年4月に施行しました。また、条例の実効性を高めるため、被害の軽減や地震発生後の応急、復旧・復興のための事前の準備など、県として実施すべき取り組みをまとめた行動計画を平成21年4月に策定し、ハードとソフトの両面から様々な対策を進めてきたところです。

このたび、東日本大震災の教訓や、最新の知見に基づいた地震・津波とその被害についての新たな想定を踏まえ、対策の充実と強化を図ることとし、平成25年度から平成27年度までの3年間に取り組む第2期の行動計画を作成しました。

この計画では、避難路や避難場所の整備などは最大クラスの津波からも命を守ることができるように最優先で取り組むとともに、助かった命をつなぐための発災直後から応急期にかけての対策については、規模の異なる2つの地震を前提において対策に幅を持たせることとし、この3年間で概ね完了させます。

また、行政の責務としての公助を強化することに加え、県民、事業者、自主防災組織等の皆様が行う自助、共助の取り組みの後押しを充実させています。

なお、県民の皆様にも、南海地震に加え、東海、東南海地震が同時に発生すれば、人的支援や物流などの面において本県にも大きな影響があるとの意識を持っていただきたいことから、名称は、「南海トラフ地震対策行動計画」と改めることといたしました。

県民の皆様一人ひとりが自らできる対策を着実に進め、いざという時のために備えることが何より大切です。

今後、この計画に掲げた自助、共助、公助の183項目の取り組みを市町村や事業者、地域の皆様とともに全力で推進してまいります。

平成25年6月

高知県知事 尾崎 正直

高知県南海トラフ地震対策行動計画

- 目次 -

1 計画作成の趣旨と基本的な考え方

(1) 高知県南海トラフ地震対策行動計画の作成の趣旨	1
(2) 想定する地震及び被害想定について	2
ア 発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの地震・津波	2
イ 発生頻度の高い一定程度の地震・津波	5
(3) 南海トラフ地震対策の基本理念と方向性	8
ア 南海トラフ地震対策の基本理念	8
イ 今後の南海トラフ地震対策の方向性	8
ウ 計画期間	9
エ 対策の実施による減災効果	9
オ 行動計画のPDCAサイクルを通じた点検、見直し	10

2 具体的な取り組み

(1) 想定される被害シナリオに応じた対策	11
ア 地震発生から概ね6時間以内	11
イ 発生後3日間まで	14
ウ 発生後2週間まで	16
エ 発生後2週間以降	17
(2) 行動計画の体系とその考え方	18
ア 4つの視点	18
イ 重点課題	18
(3) 行動計画の体系表（取り組み一覧）	22
(4) 項目別の具体的な取り組みの内容（個表）	25
(5) これまでの取り組み状況	122

参考資料

- 1 高知県の南海トラフ地震対策の計画体系
- 2 高知県南海トラフ地震対策行動計画における長期浸水対策